

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
令和5年度自衛隊長崎地方協力本部 上五島駐在員事務所で使用する電気	作 成	令和4年12月6日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部課名	自衛隊長崎地方協力本部総務課
	作 成 者	2等陸曹 米倉 勢八

1 適用範囲

本仕様書は、令和5年度自衛隊長崎地方協力本部上五島駐在員事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊長崎地方協力本部上五島駐在員事務所の令和5年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2314-9

2.3 供給期間

自 令和 5年 4月 1日 0時00分

至 令和 6年 3月31日 24時00分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量，以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%以上とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/seites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Au%202021.pdf>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は付属書Aによる。

ただし、年度途中における契約事業者の倒産又は価格高騰による契約解除により、速やかに再契約を行う必要性があるものについてはこの限りではない。

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表1ー電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別	低圧電力	従量電灯B	
受電方式	1回線受電	1回線受電	
標準周波数	60Hz	60Hz	
予定契約電力	3kw	30A	
供給電気方式	三相3線式	単相3線式	
供給電圧	200V	200/100V	
計量電圧	200V	200/100V	
遠隔自動検針の有無	有	有	
蓄熱式負荷設備の有無	無	無	
予定使用電力量 (kWh)	令和5年 4月	20	92
	令和5年 5月	59	218
	令和5年 6月	45	191
	令和5年 7月	128	197
	令和5年 8月	222	217
	令和5年 9月	177	176
	令和5年10月	173	205
	令和5年11月	65	243
	令和5年12月	59	279
	令和6年 1月	78	247
	令和6年 2月	80	237
	令和6年 3月	87	363
	合計	1,193	2,665

1) 4～10月迄は令和4年度実績量、

2) 11～3月迄は令和3年度実績量

4 その他

4.1 二酸化排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入に関し**付属書B**に掲げる条件を満たすこと。

4.2 毎月検針終了後，「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

4.3 力率は，契約相手方の供給約款により算出される値。

4.4 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

4.5 発電設備は有していない。

4.6 力率の変動，その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件

については、当該地域を管轄する一般電気、電気事業者が定める特定規模需要の基準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

a) (1) 平成21年度1月22日付け環境会第090122003号における添付書類のうち「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条例」について、令和元年度の電気事業者ごとの調整後排出係数を基に、別紙のとおり、地域ごとに各要素の区分及び配点例を更新したので参考にされたい。

なお、配点例は、以下の①～④の合計点で評価することを前提として作成したものであり①、②、③のみの要素の合計点で評価する場合は、別途、競争性の確保等を踏まえ設定する必要がある。

①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO₂/kWh）

②前年度の未利用エネルギー活用状況

③前年度の再生可能エネルギー導入状況

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

表 B.1-条件

要素	区 分	得点
①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、表 B.2 を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和3年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2—各用語の定義

用語	定義
①前年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「前年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②前年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p>

表 B.2-各用語の定義（続き）

<p>②前年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>2.1 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>2.3 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>2.4 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>2.5 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③前年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの （算定方式）前年度の再生エネルギー電気の利用量（送電端）（①+②+③+④+⑤+⑥）（KWh） $\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①+②+③+④+⑤+⑥）（KWh）}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）（KWh）⑤}} \times 100$</p> <p>1.1 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（KWh））</p> <p>1.2 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kwh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。）</p> <p>1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するエネルギーの電力量（KWh）</p> <p>1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kwh）（ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kwh）（ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>1.6 前年度の供給電力量（需要端（kwh））</p> <p>2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p>

表 B.2-各用語の定義（続き）

<p>③前年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>3 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.4）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 前年度の供給電力量（1.5）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊長崎地方協力本部長

伊 東 圭 市 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和元年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	前年度の未利用エネルギー活用状況		
③	前年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、表B.1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) 表B.1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、表B.1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。